

# 定 款

## 第 1 章 総 則

(名 称)

第 1 条 当法人は、一般社団法人 大授と称する。

(目 的)

第 2 条 この法人は、障がい者福祉に貢献することを目的とし、次の事業を行う。

1. 障がい者施設商品の品質向上に関する事業
2. 共生社会の実現に関する事業
3. 障がい者の就労支援に関する事業
4. その他、当法人の目的を達成するために必要な事業

(主たる事務所の所在地)

第 3 条 当法人は、主たる事務所を東京都世田谷区に置く。

(公告方法)

第 4 条 当法人の公告方法は、官報に掲載してする。

## 第 2 章 会 員

(種 別)

第 5 条 当法人の会員は、次の 2 種とし、特別会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「法人法」という。）上の社員とする。

1. 特別会員 当法人の社員
2. 正 会 員 当法人が行う事業に参加するために入会したもの

(入 社)

第 6 条 当法人の成立後特別会員となるには、当法人所定の入会申込書により入会の申込をし、社員総会の承認を得なければならない。

(経費の支払義務)

第 7 条 特別会員は、社員総会で定める額の経費を支払わなければならない。

(会員名簿)

第 8 条 当法人は、会員の氏名及び住所を記載した会員名簿を作成し、当法人の主た

る事務所に備え置くものとする。

- ② 当法人の会員に対する通知又は催告は、会員名簿に記載した住所又は会員が当法人に通知した居所にあてて行うものとする。

#### (退 社)

第9条 特別会員は、次に掲げる事由によって退社する。

- 1 会員本人の退会の申し出。ただし、退社の申し出は、1か月前にするものとするが、やむを得ない事由があるときは、いつでも退社することができる。
  - 2 死亡
  - 3 総社員の同意
  - 4 除名
- ② 特別会員の除名は、正当な事由があるときに限り、社員総会の決議によってすることができる。この場合は、法人法第30条及び第49条第2項第1号の定めるところによるものとする。

#### (会員規約)

第10条 正会員について、本定款に定めのない事項については、理事が定める会員規約によるものとする。

### 第3章 社員総会

#### (招 集)

第11条 当法人の定時社員総会は、毎事業年度末日の翌日から2か月以内に招集し、臨時社員総会は、必要に応じて招集する。

- ② 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除くほか、理事の過半数の決定により代表理事がこれを招集する。代表理事に事故若しくは支障があるときは、あらかじめ定めた順位により他の理事がこれを招集する。
- ③ 社員総会を招集するには、会日より1週間前までに、特別会員に対して招集通知を発するものとする。ただし、招集通知は、書面であることを要しない。

#### (招集手続の省略)

第12条 社員総会は、特別会員全員の同意があるときは、招集手続を経ずに開催することができる。

#### (議 長)

第13条 社員総会の議長は、代表理事がこれに当たる。代表理事に事故若しくは支障があるときは、あらかじめ定めた順位により、他の理事がこれに代わる。

(決議の方法)

第14条 社員総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、総特別会員の議決権の過半数を有する特別会員が出席し、出席した特別会員の議決権の過半数をもって行う。

(議決権の代理行使)

第15条 特別会員は、当法人の特別会員又は親族を代理人として、議決権を行使することができる。ただし、この場合には、社員総会ごとに代理権を証する書面を提出しなければならない。

(社員総会議事録)

第16条 社員総会の議事については、法令に定める事項を記載した議事録を作成し、議長及び出席した理事が署名又は記名押印して10年間当法人の主たる事務所に備え置くものとする。

#### 第4章 理事及び代表理事

(理事の員数)

第17条 当法人の理事の員数は、1名以上とする。

(理事の選任の方法)

第18条 当法人の理事の選任は、社員総会において総特別会員の議決権の過半数を有する特別会員が出席し、出席した当該特別会員の議決権の過半数をもって行う。

(理事の任期)

第19条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

- ② 任期満了前に退任した理事の補欠として、又は増員により選任された理事の任期は、前任者又は他の在任理事の任期の残存期間と同一とする。

(報酬等)

第20条 理事の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当法人から受け取る財産上の利益は、社員総会の決議によって定める。

#### 第5章 計 算

(事業年度)

第21条 当法人の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(計算書類等の定時社員総会への提出等)

第22条 代表理事又は理事は、毎事業年度、計算書類（貸借対照表及び損益計算書）及び事業報告を定時社員総会に提出しなければならない。

- ② 前項の場合、計算書類については社員総会の承認を受け、事業報告については理事がその内容を定時社員総会に報告しなければならない。

(計算書類等の備置き)

第23条 当法人は、各事業年度に係る貸借対照表、損益計算書及び事業報告並びにこれらの附属明細書を、定時社員総会の日の1週間前の日から5年間、主たる事務所に備え置くものとする。

## 第6章 解 散

(解散)

第24条 この法人は、社員総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第25条 当法人が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、国若しくは地方公共団体、公益社団法人若しくは公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人に贈与する。